**【テーマ４】　地域福祉を推進します**

|  |  |
| --- | --- |
| **めざす方向** | ◆現に経済的に困窮している方や、ニート、引きこもりの方などに対して幅広く相談を受け付けるとともに、相談者の方の状況に応じ、日常的な生活から就労まで、幅広い支援を行うことができる仕組みづくりを目指します。  　また、生活保護制度及び生活困窮者自立支援制度の見直しに向け、大阪府域の実情も踏まえ、必要な政策について国に提言します。  ◆社会福祉法の改正を受け、府内社会福祉法人の適正な法人運営の確保と所轄庁（府内市町村）の連携・協力により、円滑に法施行を図ります。  ◆民生委員・児童委員制度が持続可能なものとなるよう、民生委員・児童委員が抱える負担を軽減するとともに、次世代の担い手確保を図る取組みを進め、「大阪独自の地域の支え合いシステム」の構築をめざします。  ◆民間の資金・ノウハウ等を導入し、新たな仕組みづくり（使途特定型寄付制度等）を通じて、複雑・多様化する社会的課題の解決を図ります。  ◆成年後見制度のニーズが高まる中、市民後見事業の普及促進策や人材養成のあり方等について、多様な専門職や関係機関等と連携を図りながら、検討を行い、すべての府民が居住地に影響されることなく、市民後見人のサービスを受けることができるよう、環境整備を図ります。  ◆援助や配慮を必要としていることが外見からはわかりにくい方々について、どのように周知・理解を深めてもらえばよいのかなど、~~の~~啓発のあり方について検討を進めます。  （中長期の目標・指標）  ・民生委員・児童委員制度の認知度：平成31年度 80％　・民生委員・児童委員の充足率（平成31年12月一斉改選）：100.0％  ・新たな仕組み（使途特定型寄付制度等）を活用した事業実施数：平成31年度 8事業  ・市民後見人養成に参画する市町村数：平成29年度 28市町村、平成31年度 全市町村 |

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| **生活困窮者自立支援法に関する事業実施** | | | | | |
|  | **＜今年度何をするか（取組の内容、手法・スケジュール等）＞** | **▷** | **＜何をどのような状態にするか（目標）＞** | **▶** | **＜進捗状況（H30.3月末時点）＞** |
|  | **■生活困窮者自立支援制度に関する事業実施**  ・　福祉事務所設置自治体の取組促進・広域支援  任意事業の取組促進及び円滑な事業実施を支援するため、以下の取組みを行う。  ①　市町村会議等を開催し、府内自治体の先進事例の紹介や国の情報の提供、自治体職員の意見交換等を行う。  ②　全43市町村訪問を実施し、事業の実施状況等に関する聞き取り、意見交換を行う。  ③　府内の自立相談支援機関相談員及び行政担当者も参画した研修企画プロジェクトチーム（ＰＴ）を設置し、自立相談支援事業等従事者研修の内容の充実を図る。  ④　市町村主体による地区別研修を開催し、地域の実情に応じたノウハウの蓄積、地域間のネットワークの構築を図る。  （スケジュール）  ①　29年5,7,9月,30年2月：市町村会議を開催  ②　29年6～8月：全43市町村訪問を実施  ③　29年4,6,7,10月：研修企画ＰＴ会議を開催  29年5,7,8,11月：従事者研修を開催  ④　29年度中：4地区において、市町村主体で地区別研修を開催。  ・　府福祉事務所設置自治体【郡部（島本町を除く町村）】における事業実施  ①　庁内連携を進めるため、池田・富田林・岸和田の各子ども家庭センターにおいて、関係機関の担当者が出席した合同会議を開催する。  　②　町村の取組支援を充実させる。  **■社会福祉法人のさらなる地域貢献事業を具体化**  　（社会福祉法人による就労訓練事業や学習支援事業等への参加・協力）  ①　市町村と「地域貢献委員会（社会福祉施設連絡会）等との連携の働きかけ。  ②　就労訓練事業や学習支援事業への積極的な協力・参画を図る。  ③　就労訓練事業の推進のため、就労訓練事業所への見学・意見交換会等を実施。  （スケジュール）  ①②　29年5,9月：市町村会議において、連携の働きかけ、就労訓練事業等への協力事例等を説明・報告する。  29年5～7月：全43市町村訪問におけて、社会福祉法人との連携について意見交換を行う。  ③　29年度中：就労訓練事業所への見学・意見交換会を地区等で開催する。  **■「広域就労支援事業」による地域就労支援事業の実施及び企業との連携の仕組みづくりの検討**  ・　広域就労支援事業を委託により実施  ①　各参加自治体で広域就労支援事業が円滑に実施できるように、参加自治体と連携を図り、委託事業者と調整を行う。  また、市町村会議等で広域就労支援事業の実施状況及び効果を報告するとともに、府内自治体で情報共有し、次年度事業への参加を働きかける。  ②　広域就労支援事業の実施により、自治体の就労支援のノウハウを蓄積する。  （スケジュール）  29年4月～：広域就労支援事業を9自治体により実施・参加自治体との個別調整。  29年4月～：就労体験等受入事業所の開拓、事業所リストの作成。  29年5,7,9,12月30年3月：参加自治体が参画する全体会議を開催。  29年度中随時：「支援付き就労」の展開事例を参加自治体間で情報共有  29年度中：就労準備支援プログラム（事業所見学会や体験セミナー等）を実施。  29年5,9月：市町村会議で広域就労支援事業の実施状況等を説明。  **■生活保護制度・生活困窮者自立支援制度の見直しに向けた国への政策提言**  ・　「生活保護制度に関する国と地方の協議」並びに「社会保障審議会・生活困窮者自立支援及び生活保護部会（仮称）」に、全国知事会代表として参画し、大阪府域の実情も踏まえ、両制度について提案を行う。  （スケジュール）  ①　生活保護制度に関する国と地方の協議  　・29年2～6月にかけて月1回程度実施  　・29年夏頃　とりまとめ  ②　社会保障審議会・生活困窮者自立支援及び生活保護部会（仮称）  ・29年4月下旬～11月頃にかけて10回程度開催  ・法改正を要する場合、30年通常国会に法案提出予定 | ◇活動指標（アウトプット）  ・　福祉事務所設置自治体の取組促進・広域支援を  行う。  ①　市町村会議等の開催：4回  ②　市町村訪問の実施：全43市町村  ③　研修企画ＰＴ会議の開催：4回  自立相談支援事業等従事者研修の開催：４回  ④　市町村主体による地区別研修の開催：4地区で各１回以上開催  ◇成果指標（アウトカム）  （定性的な目標）  ・　任意事業の拡充や他機関との連携の推進などにより、生活困窮者に対する自立支援策を強化。  ・　府内自治体の自立相談支援員等の相談援助技術等を向上させ、効果的な支援を実施。  （数値目標）  ・　府内自治体の任意事業の実施率：70.0%以上  ◇活動指標（アウトプット）  ・　必須事業に加え、全ての任意事業を実施するとともに、就労準備支援事業と被保護者就労準備支援事業（生活保護受給者）を一体的に実施。  ①　各子ども家庭センター合同会議：各1回  ②　町村への訪問、意見交換を実施  ：各町村1回以上  ◇成果指標（アウトカム）  （定性的な目標）  ・　任意事業の拡充や他機関との連携の推進などにより、生活困窮者に対する自立支援策を強化。  （数値目標）  ・　プラン（自立支援計画）作成件数（人口10万人あたり）：7.0件以上  ・　学習支援受講者数：90人以上  ◇活動指標（アウトプット）  ・　社会福祉法人の地域貢献事業等への参画を促進。  ①　市町村会議等において連携の働きかけ：2回程度  ②　市町村会議等において事例の報告：2件程度  ③　就労訓練事業所への見学・意見交換会等を開催  ：5回（自治体又は大阪府が主催）  ◇成果指標（アウトカム）  （定性的な目標）  ・　「地域貢献委員会（社会福祉施設連絡会）」と連携する市町村数の増加。  就労訓練事業所の認定事業所数の増加。  （数値目標）  　なし  ◇活動指標（アウトプット）  ・　市町村会議において、広域就労支援事業の実施状況を情報共有、次年度参加の働きかけ：2回  ◇成果指標（アウトカム）  （定性的な目標）  ①　職場見学、就労体験及び一般就労の受け入れに協力する事業所開拓数の増。  ②　自治体の就労支援のノウハウの蓄積により、生活困窮者に対する就労支援が充実・強化。  （数値目標）  ・　広域就労支援事業の利用者数：30人以上  ・　30年度広域就労支援事業の参加自治体  ：11自治体  ◇活動指標（アウトプット）  ①　生活保護制度に関する国と地方の協議：5回程度  ②　社会保障審議会・生活困窮者自立支援及び生活保護部会（仮称）：10回程度 | ○　福祉事務所設置自治体における任意事業の取組促進及び円滑な事業実施を支援するため、以下の取組みを行った。  　①　市町村会議を4回開催し、各自治体への情報提供、意見交換等を行った（5、7、9、2月）。  　②　全43市町村を訪問し、実施状況に関する聞き取り、意見交換、情報提供等を個別に実施。実施結果報告として取りまとめて市町村へフィードバックした（6月～8月）。  　③　現場の声、課題を反映した府従事者研修を実施するため、研修企画ＰＴ会議を3回開催し、研修の内容の充実を図った（4、5、10月）。  　　　研修企画PT会議の意見を踏まえて従事者研修を5回開催し、相談支援員等のスキル向上を図った（5月（初任者研修）、7月（依存症者支援）、9月（支援者支援）、11月（若者支援）、2月（班別方式による意見交換））。  　④　市町村主体による地区別研修を開催した（11月（豊能・三島地区、泉州地区）、2月（中・南河内地区））。  ＜任意事業の実施率＞  　・　平成30年度府内自治体の任意事業の実施（予定）率：80.7％（国実施意向調査）  ※平成29年度：75.7%  ○　郡部（島本町を除く町村）において、必須事業に加え、全ての任意事業と被保護者就労準備支援事業（生活保護受給者）を一体的に実施するとともに、以下の取組みを行った。  　①　各子ども家庭センター主催で、合同会議を開催。各管内町村担当課及び関係機関の担当者が出席し、意見交換等を行い、連携を深めた（富田林（7月）、岸和田（8月）、池田（11、12月））。  　②　全9町村を訪問し、意見交換等を行った（6月）。  　　　各町村における実施状況等について、情報共有を行なうため、府主催により、府と９町村の担当者が参画した「郡部における生活困窮者自立支援制度の充実に向けた意見交換会」を開催した（2月）。   |  |  |  | | --- | --- | --- | |  | 平成28年度 | 平成29年度  （速報値） | | プラン作成件数  （人口10万人あたり） | 4.7件 | 6.8件 | | 学習支援受講者数 | 86人 | 148人 |   ○　社会福祉法人の地域貢献事業等への参画促進のため以下の取組みを行った。  　①　市町村会議において、社会福祉法人による就労訓練事業への参画の働きかけ、地域貢献委員会（社会福祉連絡会）と市町村との連携の推進を働きかけた（5月）。  　②　市町村会議において老人福祉施設における就労訓練事業の事例報告をした（7月）。  　③　認定就労訓練事業所の利用促進のため、自治体担当者と認定就労訓練事業所担当者との意見交換会を開催した（3月）  ・　地域貢献委員会との連携する市町村数について、  29年度に10自治体（28年度9自治体）  　・　就労訓練事業所について、29年度に54事業所（うち社会福祉法人44事業所）を認定した（3月28日現在）。  ○　生活困窮者及び生活保護受給者に対して、就労支援を効率的かつ効果的に行うため、広域就労支援事業を、大阪府も含めた9自治体により委託実施するとともに、本事業を推進するため以下の取組みを行った。  　・　事業を円滑に実施できるよう、委託事業者と調整を進めるとともに、参加自治体及び委託事業者と情報共有を図るため、定期報告会を4回開催した（5、7、10、3月）。  　・　市町村会議等（5、9月）を通じて事業の実施状況、効果等を情報提供し、30年度事業への参加を働きかけた。30年度は1増の10自治体が参加。  　・　29年度広域就労支援事業の利用者数（郡部）  　　　：述べ116人  　・　30年度広域就労支援事業の参加自治体  　　　：10自治体  ○　「生活保護制度に関する国と地方の協議」並びに「社会保障審議会生活困窮者自立支援及び生活保護部会」に、全国知事会代表として参画し、大阪府域の実情も踏まえ、両制度について提案を行った。  　①　生活保護制度に関する国と地方の協議  　　　　：29年2月～12月にかけて7回開催  　　　高齢者の被保護世帯の増加に伴い、福祉事務所のケースワーカーの事務負担を軽減するため、「高齢者世帯に対する訪問回数の見直しや業務の外部委託化などにより、稼働年齢層への自立支援のための業務へと重点化する」などの提案等を行った。  　②　社会保障審議会生活困窮者自立支援及び生活保護部会  　　　　：29年5月～12月にかけて11回開催  　　　相談体制充実のための相談支援員等の配置基準設定の必要性とともに、都道府県が行う広域自治体の役割について、現在大阪府が行っている広域支援のノウハウ等を情報提供するとともに、その重要性について提案等を行った。  ⇒　 平成30年通常国会で審議中の生活困窮者等の自立を促進するための生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律案に府の提案等の内容が一部盛り込まれた。  　【法案に盛り込まれた主な府の提案内容】  　《生活保護法》  　・生活保護世帯の子どもの大学等への支援  　・無料低額宿泊所の法令上の規制の強化  　《生活困窮者自立支援法》  　・都道府県による市等に対する研修等の支援を行う事業を創設 |
| **改正社会福祉法の円滑な施行に向けた取組み改正社会福祉法の円滑な施行に向けた取組み** | | | | | |
|  | **＜今年度何をするか（取組の内容、手法・スケジュール）＞** | **▷** | **＜何をどのような状態にするか（目標）＞** | **▶** | **＜進捗状況（H30.3月末時点）＞** |
|  | ■改正社会福祉法が全面的に施行される初年度となることから、所管する全ての法人に対して、改正社会福祉法に基づく運営体制が、適正に確保されているかの確認を早期に行う。  （スケジュール）  29年6月　：府内市町村と連携して、法人説明会を実施  29年7月～8月：所管法人に対するヒアリングの実施  29年9月～：指導監査で運営体制の確認 | ◇活動指標（アウトプット）  ・府内市町村との合同説明会の開催による周知  ・所管法人に対するヒアリングによる運営体制の確認  ◇成果指標（アウトカム）  （定性的な目標）  ・社会福祉法人の経営組織のガバナンスの強化、事業運営の透明性の向上、財務規律の強化、地域における公益的な取組みの実施による、適正な法人運営を確保  （数値目標）  ・なし | ○6月23日に大阪府・一般市町村と合同で、社会福祉法人に対し、「社会福祉法人・施設等指導監査合同説明会」を開催し、社会福祉法改正後の指導監査等について周知。  【対象645法人、参加593法人（参加率91.9％）】  ○大阪府所管の社会福祉法人に対し、改正社会福祉法に基づく運営体制（理事会及び評議員会等の開催状況、法人情報の公表状況、社会福祉充実計画の策定状況等）が適正に確保されているかをヒアリングにより確認し、助言等を行った。（平成29年7月19日～10月13日）  【対象171法人、実施171法人（実施率100％）】 |
| **民生委員・児童委員活動の「負担軽減」と「担い手確保」生委員・児童委員活動の「負担軽減」と「担い手確保」** | | | | | |
|  | **＜今年度何をするか（取組の内容、手法・スケジュール）＞** | **▷** | **＜何をどのような状態にするか（目標）＞** | **▶** | **＜進捗状況（H30.3月末時点）＞** |
|  | **■「民生委員・児童委員制度のあり方検討部会」報告書（H28.3策定）の実現に向けた取組みの具体化**  ・民生委員・児童委員の負担軽減を図るため、具体的なスケジュールや改善策を提示する。  ・府民の認知度向上を図り、民生委員・児童委員の担い手を確保するため、地域活動との関わりが薄い大学生をターゲットに民生委員・児童委員活動を体験（インターンシップ）・情報発信する「民生委員・児童委員活動の見える化」プロジェクトを実施する。  （スケジュール）  （負担軽減策）  　29年４月～12月：負担軽減策の実施について具体的なスケジュールの設定  （見える化プロジェクト）  　29年４～５月：協力大学・市町村との調整  　　　　　５～6月：インターンシップ学生募集・決定  　　　　　７～11月：プロジェクトの実施  　　　　　　　　　　　　　（インターンシップ、活動報告会等）  　30年１～３月：市町村への情報提供など | ◇活動指標（アウトプット）  ・民生委員・児童委員の負担軽減について、具体的なスケジュールや改善策を提示する。  ・プロジェクトに参加する学生数（90人以上）  ・活動報告会の出席者数（100人以上）  ◇成果指標（アウトカム）  （定性的な目標）  ・負担軽減について、具体的取組みの実施スケジュールを策定することにより、民生委員・児童委員の負担軽減をすすめることができる。  ・プロジェクトを通じて、若者の地域活動への参加意欲が向  上する。  ・民生委員・児童委員の認知度が向上する。  （数値目標）  ・民生委員・児童委員制度の認知度50％  （cf. H29.3 33.5％）  ・民生委員・児童委員の充足率(H30.2)：98.0％（cf. H29.2　94.6％） | 〇「民生委員・児童委員制度のあり方検討部会」報告書の実現に向けて、以下の取組みを行った。  ・負担軽減に向けて関係機関と協議し、働きかけた。  ・プロジェクトには、53人の学生がインターンシップに参加し、活動報告会を実施（出席者数134人）。  〇プロジェクトなどの実施による成果は、以下のとおり。  ・民生委員活動支援に資するため、日本生命保険相互会社との包括連携協定を締結。  ・プロジェクトの参加学生にアンケートをしたところ、地域活動への参加意欲が向上した学生が８割近くいた他、プロジェクト終了後も地域活動に参画している学生もいた。  ・Qネットを活用した民生委員・児童委員制度の認知度調査では、40.4％（H30.3）となった。  ・民生委員・児童委員の充足率（H30.2）：95.9％ |
| **福祉基金の有効活用福祉基金の有効活用** | | | | | |
|  | **＜今年度何をするか（取組の内容、手法・スケジュール）＞** | **▷** | **＜何をどのような状態にするか（目標）＞** | **▶** | **＜進捗状況（H30.3月末時点）＞** |
|  | **■「地域福祉振興助成金（施策推進公募型・民間団体**  **提案型）」による効果的な支援の実施**  ・施策推進公募型事業を企画立案（公募テーマの抽出  等)するとともに、PDCAサイクルによる事業評価を実施する。  （スケジュール）  29年７～８月：事業評価の実施  ７～９月：次年度募集テーマの抽出  11月　　：地域福祉推進審議会福祉基金運営  分科会にて審議  29年12月～30年1月：助成金の募集  30年１月　　　：事業評価結果の公表  **■民間の資金・ノウハウ等の導入による新たな寄付制度（使途特定型寄付制度等）の活用促進**  ・府が抱える社会的課題の解決を図るため、施策の見える化を図り、福祉分野事業を効果的・効率的に進める新たな寄付制度を検討し、民間の資金・ノウハウ等の活用を促進する。  （スケジュール）  29年4月～6月：対象事業の再検討、プレーヤーとの調整手法の検討  29年6月～30年3月：プレーヤー発掘のための周知活動 | ◇活動指標（アウトプット）  ・事業評価の数値化、評価結果の公表等。（活動・成果の見える化）  ◇成果指標（アウトカム）  （定性的な目標）  ・社会福祉課題解決に向けた緊急性・重要性のある事業テーマへの民間団体からの提案を募る。  ・助成事業の一層の透明化（見える化）を図る。    （数値目標）  ・なし  ◇活動指標（アウトプット）  ・新たな寄付制度（使途特定型寄付制度等）の構築に向けた検討の実施。  ◇成果指標（アウトカム）  （定性的な目標）  ・民間企業等の新たな寄付制度への参画を促進する。  （数値目標）  ・なし | 〇平成28年に創設した事業評価制度により、平成28年度助成団体から報告された事業実績及び自己評価に基づき、事務局にて事業評価を行った。その評価結果 について平成29年11月24日の審議会にて審議を行った。  　　最終評価結果　Ｓ　１団体  　　　　　　　　　　　　Ａ　３団体  　　　　　　　　　　　　Ｂ　２団体  ○事業評価結果については平成30年１月に助成団体へ通知し、平成30年4月にホームページで結果を公表予定。  〇平成30年度募集テーマについて、平成29年11月24日の審議会にてテーマ決定し、平成30年１月４日から31日の間募集を行った。  　＜募集結果＞  　民間団体提案型事業：７件  　施策推進公募型事業：３件  ○部内で対象事業の再検討を行い、ＨＰに掲載するＰＲチラシの確認、時点修正を行った。  ○府公民連携デスクにもＰＲチラシを配布し、民間周知への協力をお願いするほか、ＨＰによる啓発によって連絡があったＮＰＯ法人等のプレーヤーに対して、随時制度内容の周知を実施した。 |
| **市民後見人の「普及促進」市民後見人の「普及促進」** | | | | | |
|  | **＜今年度何をするか（取組の内容、手法・スケジュール）＞** | **▷** | **＜何をどのような状態にするか（目標）＞** | **▶** | **＜進捗状況（H30.3月末時点）＞** |
|  | **■国の動向等を踏まえた市民後見人の普及促進策・人材養成のあり方等の検討**  ・多様な専門職（弁護士等）等と連携を図りながら、これまでの事業実績・効果検証のうえに立った現状・課題を整理するとともに、他自治体の事例収集等を実施し、めざすべき方向性、利用者ニーズに沿った施策検討を行う。  （スケジュール）  29年４月～：検討部会の開催（4回程度）  29年10月：報告書のとりまとめ  随時　　　　　　：成年後見の利用促進について市町村に周知、啓発 | ＜何をどのような状態にするか（目標）＞ ▶  ◇活動指標（アウトプット）  ・検討部会を開催し、報告書をとりまとめ（平成2829年度末10月）  ・成年後見制度の利用促進について市町村に周知、啓発を実施  ◇成果指標（アウトカム）  （定性的な目標）  ・市民後見人の養成等に参画する市町村数を増やす。  ・市民後見人の認知度向上および活用促進を図る。  （数値目標）  ・平成29年度 28市町村（平成31年度 全市町村） | 〇市民後見人の普及促進のあり方検討部会を平成29年度は６回開催し、11月に報告書を公表した。  ○報告書について、11月に実施する市町村担当者の会議で周知した。  〇成年後見制度について府民に広く周知するため、住友生命保険相互会社と大阪府との包括連携協定において、「成年後見制度及び市民後見人の周知」として、リーフレットの作成・配布を通じて、成年後見制度および市民後見人の周知を行っていただくことを明記した（７月）。  ○今後は、報告書により明らかになった課題の解消に向けて検討をおこなっていく。  ※平成29年度　20市町（政令市除く）  　（平成28年度　19市町） |
| **配慮を必要とする方に関する啓発への取組み配慮を必要とする方に関する啓発への取組み** | | | | | |
|  | **＜今年度何をするか（取組の内容、手法・スケジュール）＞** | **▷** | **＜何をどのような状態にするか（目標）＞** | **▶** | **＜進捗状況（H30.3月末時点）＞** |
|  | **■援助や配慮を必要としている方のためのマークであるヘルプマーク[＊31]の普及啓発の実施**  （スケジュール）  2９年６月～：ヘルプマークの配布開始 |  | ◇活動指標（アウトプット）  ・ヘルプマークの普及に向けた、関係機関等との連携による効果的な啓発の実施。  ◇成果指標（アウトカム）  （定性的な目標）  ・ヘルプマークの周知の促進。  ・援助や配慮を必要とする方々への府民理解の促進。  （数値目標）  ・なし |  | ○６月から府及び府内市区町村で配布を開始  （３月末日現在：23,589個）。  ○公共交通機関をはじめとする民間事業者等からポスター掲示等の協力を得て、啓発を実施。  ○健康医療部と調整の上、９月からは府保健所での配布も開始。  ○啓発のためのグッズ（ウェットティッシュ）を作成し、障がい者週間を中心として府民に配布。 |

|  |  |
| --- | --- |
| **【部局長コメント（総評）】****【部局長コメント（総評）】**  自己評価 | |
| **＜取組状況の点検＞** | **＜今後の取組みの方向性＞** |
| ■「生活困窮者支援制度に関する事業実施」  　当初の目標を、ほぼ達成することができました。  ・府内市町村と連携し、意見交換会や研修会を実施しました。  ■「改正社会福祉法の円滑な施行に向けた取組み」  　当初の目標を、はぼ達成することができました。  ・府内市町村との合同説明会の開催による周知や、所轄する法人へのヒアリングによる運  　営体制の確認を行いました。  ■「民生委員・児童委員活動の「負担軽減」と「担い手確保」」  当初の目標を、ほぼ達成することができました。  ・「民生委員・児童委員活動の見える化」プロジェクト等の取組みを進め、民生委員・児  童委員の認知度、充足率を向上させました。 | ■生活困窮者支援制度に関する事業実施   * 平成30年度に予定されている制度改正の内容を踏まえて、広域自治体として、府内福祉事務所設置自治体に対し、引き続き、市町村会議等を通じた取組促進・広域支援により、本制度を推進するとともに、大阪府が実施主体となる郡部（島本町を除く9町村）においては、相談者の状況に応じた支援ができるよう、任意事業の拡充や他機関との連携の推進に取り組みます。 * 「広域就労支援事業」の拡充に向けて、支援付き就労をより効果的・効率的に実施、更に地域における支援付き就労のネットワークの構築を目指します。 * 生活保護制度が受給者の生活実態を踏まえた改善となるよう国に要望するとともに、様々な機会をとらえてより良い制度提案を行っていく。   ■改正社会福祉法の円滑な施行に向けた取組み   * 引き続き、指導監査等を通じて、改正社会福祉法に基づく運営体制が適正に確保されるよう推進します。   ■民生委員・児童委員活動の「負担軽減」と「担い手確保」   * 「民生委員・児童委員活動の見える化」プロジェクトを拡大するなど取組みを進めてまいります。 |